

平成 22 年度 返還のてびき 正誤表

【第一種・第二種共通】(2010.10.28 追加)

頁	正	誤
24	貸与奨学金返還確認票の確認 ※返還の条件の部分（頁左下） 削除	貸与奨学金返還確認票の確認 ※返還の条件の部分（頁左下） <u>＜返還の条件＞</u> <u>返還誓約書で選択した割賦方法に＊（アスタリスク）が印字されています。</u>

【第一種用】

頁	正	誤
7	（４）法的処 <u>理</u> エ 強制執行 仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合 <u>や和解不履行の場合</u> は、強制執行の手続きをとります。	（４）法的処 <u>置</u> エ 強制執行 仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、強制執行の手続きをとります。
10	9. 返還期限猶予 次の(1) (2) の場合には、返還期限が猶予されることがあります。	9. 返還期限猶予 次の(1) (2) の場合には、返還期限が猶予されることがあります。 <u>承認された猶予期間中は無利息です。</u>
12	1 1. 返還の免除 （３）特に優れた業績による返還免除 詳細は 14 頁「 <u>Ⅲ</u> 平成 22 年度 特に優れた業績による返還免除について」を参照してください。	1 1. 返還の免除 （３）特に優れた業績による返還免除 詳細は 14 頁「 <u>Ⅳ</u> 平成 22 年度 特に優れた業績による返還免除について」を参照してください。

【第二種用】(18 頁：2010.10.28 追加)

頁	正	誤
8	7. 返還金の延滞 （１）延滞金 約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金の額に対し、年（365 日）あたり 10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。	7. 返還金の延滞 （１）延滞金 約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金の額に対し、年（365 日）あたり 10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。 <u>なお、平成 16 年度以前に奨学生として採用された人は、約束の返還期日を 6 か月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、5%の延滞金が課されます。</u>

頁	正	誤
9	(4) 法的処<u>理</u> エ 強制執行 仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合<u>や和解不履行の場合</u>は、強制執行の手続きをとります。	(4) 法的処<u>置</u> エ 強制執行 仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、強制執行の手続きをとります。
18	返還誓約書記入例 ※選任の条件・記入方法の説明部分 選任の条件・記入方法については <u>16</u> 頁参照	返還誓約書記入例 ※選任の条件・記入方法の説明部分 選任の条件・記入方法については <u>1</u> 頁参照
21	返還誓約書記入例 ※誓約書作成年月日の説明部分 平成 <u>23</u> 年 3 月で満期になる人は平成 <u>23</u> 年 3 月 31 日。	返還誓約書記入例 ※誓約書作成年月日の説明部分 平成 <u>22</u> 年 3 月で満期になる人は平成 <u>22</u> 年 3 月 31 日。
24	<u>IV</u> 貸与奨学金返還確認票の確認	<u>III</u> 貸与奨学金返還確認票の確認